

岩手県告示第676号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成29年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉及び菅窪地内並びに岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃及び第19地割字白井地内並びに岩手県九戸郡野田村大字玉川第5地割字上代川及び字上代川山、大字野田第9地割字下米田、大字野田第8地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第22地割字明内、大字野田第25地割字伏津沢及び大字野田第24地割字秋田地内並びに岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第7地割、宇部町第6地割、宇部町第4地割、宇部町第3地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割及び長内町第35地割地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉及び菅窪地内並びに岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃、第18地割字土取場及び第19地割字白井地内並びに岩手県九戸郡野田村大字玉川第5地割字上代川及び字上代川山、大字野田第9地割字下米田、大字野田第8地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第25地割字伏津沢及び大字野田第24地割字秋田地内並びに岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第7地割、宇部町第6地割、宇部町第4地割、宇部町第3地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割、長内町第28地割及び長内町第35地割地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 田野畑村役場、普代村役場、野田村役場及び久慈市役所